



神奈川県連合町内会自治会連絡協議会
(令和4年3月定例会)



郵送にて書面による依頼・情報提供

1 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川県警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川県警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川県消防署)

2 議題

- (1) 令和4年度各種募金及び神奈川県社協会費へのご協力について
【協力依頼】(神奈川県社会福祉協議会)
- (2) 初期消火器具設置費用の一部補助について
【情報提供】(神奈川県消防署総務・予防課)
- (3) 令和4年度横浜市市民活動保険について 【情報提供】(総務課)
- (4) かながわ支え愛プラン(第4期神奈川県地域福祉保健計画)の冊子等の配布について
【掲示板掲出依頼】(福祉保健課)
- (5) 全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画「咲^えむ」神奈川県公会堂上映の周知について
【掲示板掲出依頼】(高齢・障害支援課)
- (6) 「町の防災組織」活動費補助金関係書類の送付について
【提出依頼】(総務課)
- (7) 地域活動推進費補助金等関係書類の送付について
【提出依頼】(地域振興課)

- (8) 地域活動推進費補助金等説明会の開催について
【情報提供】(地域振興課)
- (9) 令和4年度LED防犯灯整備事業について【情報提供】(地域振興課)
- (10) 令和4年度地域防犯カメラ設置補助制度について
【情報提供】(地域振興課)
- (11) 地区連合町内会及び自治会町内会の現況届について
【提出依頼】(地域振興課)
- (12) 地区連合町内会長及び自治会町内会長の個人情報の取扱いについて
【協力依頼】(地域振興課)
- (13) 令和4年度の配送便(白袋)について 【協力依頼】(地域振興課)
- (14) 区民活動支援センター情報誌「ぐろーばる・あい」4・5月号に
ついて 【掲示板掲出依頼】(地域振興課)
- (15) 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について
【掲示板掲出依頼】(経済局消費経済課)

※ (1)・(2)・(3)・(9)・(10) は市連会からの議題です。

3 その他

- (1) 自治会町内会加入促進グッズの提供について
【物品提供】(区連会事務局) 資料なし
- (2) 令和3年度神奈川区民まつり動画収録DVDの送付について
【物品提供】(神奈川区民まつり実行委員会事務局) 資料なし

《 4 月定例スケジュール 》

- ・ 4 月区連定例会の開催について (地域振興課)
 - ◇日 時：令和 4 年 4 月 18 日 (月) 13 時 30 分～
 - ◇場 所：神奈川区役所 本館 5 階大会議室

- ・ 4 月の配送便について (地域振興課)
 - 4 月の配送便は 25 日 (月) までに送付 予定です。

議 題

1 令和4年度各種募金及び神奈川区社協会費へのご協力について

協力依頼

例年、日本赤十字社会費（募金）、共同募金及び区社協会費へのご協力をお願いしているところですが、それぞれの目的に沿って有効に活用させていただいていることをご報告します。

令和4年度につきましても、地域活動の重要な財源となっておりますので、趣旨をご理解のうえ、引き続きご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、目安額については、各種団体の委員会等において決定するため、それぞれの募金運動時期にあわせて改めて正式にご依頼申し上げます。

※連長までの情報提供です。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：松本・井野・白石 電話：311-2014 FAX：313-2420

2 初期消火器具設置費用の一部補助について

情報提供

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置する費用の一部を補助する事業を行っており、令和4年度も4月から受付を開始します。

大地震発生時に火災被害が集中すると想定される地域の自治会町内会は、積極的に初期消火器具の設置をしていただきますようお願いいたします。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

◇申請期間：令和4年4月1日(金) ～ 9月30日(金)

※ただし設置協力店舗への依頼は7月29日(金)までとなります。

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 担当：福島・青柳・吉原 電話：316-0119 FAX：316-0119

3 令和4年度横浜市市民活動保険について

情報提供

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して継続的に運営している「横浜市市民活動保険」について、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに4年度版リーフレット等を1部お送りいたします。

【横浜市市民活動保険保障内容】※3年度と同内容です。

賠償責任保険		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故500万円	入院	1日 3,500円 (180日限度)
保管物賠償	1事故500万円	通院	1日 2,500円 (90日限度)
免責金額	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

【問合せ先】

総務課 庶務係 担当：加藤 電話：411-7006 FAX：324-5904

4 かながわ支え愛プラン（第4期神奈川区地域福祉保健計画） の冊子等の配布について

掲示板
掲出依頼

皆さまの多大なるご協力により、かながわ支え愛プラン（第4期 神奈川区地域福祉保健計画）が完成しました。つきましては、3月の配送便にて完成した冊子等をお送りしますので、プランの周知にご協力をお願いします。

【問合せ先】

福祉保健課 事業企画担当：岡崎・荒井・北村 電話：411-7135 FAX：316-7877

5 全日本ろうあ連盟創立 70 周年記念映画 「^え咲む」 神奈川公会堂上映の周知について

掲 示 板
掲 出 依 頼

標記映画は、一人の若いろうの女性が、限界集落の村を元気にしていくために、喜びや葛藤の中で、様々な障壁を乗り越えていく姿から、きこえる、きこえないに関係なく、ともに生きる社会を作っていくことを伝えています。

つきましては、3月の配送便にてチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いします。

なお、チラシは両面となっておりますが、表面が見えるように掲出していただければ結構です。

【概 要】

◇作 品 名：「咲む」（えむ）

◇日 時：令和4年5月8日（日）第1回：10時30分から、第2回：13時30分から

◇場 所：神奈川公会堂

◇チケット：1,200円（高校生以上）・500円（小中学生）

◇主 催：一般社団法人横浜市聴覚障害者協会事務局内 映画「咲む」実行委員会

TEL 045-475-2061 FAX 045-475-2112

【問合せ先】

◇映画について

一般社団法人横浜市聴覚障害者協会事務局内 映画「咲む」実行委員会

電話：045-475-2061 FAX：045-475-2112

◇資料について

高齢・障害支援課 障害者支援担当：高野 電話：411-7114 FAX：324-3702

6 「町の防災組織」活動費補助金関係書類の送付について

提出依頼

「町の防災組織」活動費補助金に関する書類につきまして、提出をお願いいたします。

【補助金に関する書類】

令和3年度実績報告書及び令和4年度交付申請書等をお送りしますので、議題7の地域活動推進費補助金関係書類と同様に 令和4年8月31日（水）まで に提出をお願いいたします。

【送付方法】

各自治会町内会長様あてに関係書類を3月の配送便にてお送りいたします。

【説明会について】

議題8の地域活動推進費補助金関係の説明会の際に、本補助金の説明も実施しますので、併せて御参加ください。

【問合せ先】

総務課 防災担当：高橋・加藤 電話：411-7004 FAX：324-5904

7 地域活動推進費補助金等関係書類の送付について

提出依頼

地域活動推進費補助金及び地域防犯灯維持管理費補助金に関する書類につきまして、ご提出をお願いいたします。

【補助金に関する書類】

令和3年度の報告様式及び令和4年度の申請様式等をお送りしますので、申請される場合は、ご提出をお願いいたします。

◇提出期限：令和4年8月31日（水）

【書類送付方法】

◇単位自治会町内会：3月の配送便にてお送りいたします。

◇地区連合町内会：区連3月定例会資料と同封の上、送付します。

【問合せ先】

地域振興課 担当：壽美・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

8 地域活動推進費補助金等説明会の開催について

情報提供

「地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金」及び「町の防災組織活動費補助金」に関する説明会を下記の日程で行います。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料及び申込用紙をお送りいたします。

1 開催日程・会場（各1時間程度、3回とも同じ内容です）

第1回：令和4年4月21日（木）18時30分～ 本館5階 大会議室

第2回：令和4年4月23日（土）14時00分～ 本館5階 大会議室

第3回：令和4年4月26日（火）14時00分～ 本館5階 大会議室

※まん延防止等重点措置の期間と重なった場合は中止します。

※各回定員50人までとします。

2 申込方法

参加を希望される場合は、令和4年4月15日（金）までにファックスまたはEメールでお申し込みください。

なお、会場の都合上、各自治会町内会でお一人までの参加とさせていただきます。

3 内容

- (1) 地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金の報告・申請方法と注意事項
- (2) 町の防災組織活動費補助金の報告・申請方法と注意事項

【問合せ先】

地域振興課 担当：壽美・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

メール：kg-hojyokin@city.yokohama.jp

9 令和4年度LED防犯灯整備事業について

情報提供

令和4年度の電柱へのLED防犯灯の新設工事を行います。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。なお、令和4年度の鋼管ポールLED防犯灯の新設工事については、一時休止とさせていただきます。

【申請方法】

設置を希望する自治会町内会は、申請書を地域振興課でお受け取りのうえ、令和4年5月31日（火）までに地域振興課にご提出ください。

【問合せ先】

地域振興課 防犯担当：佐藤・折笠・沓澤 電話：411-7095 FAX：323-2502

10 令和4年度地域防犯カメラ設置補助制度について

情報提供

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和4年度も神奈川県と連携して実施します。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【補助制度の概要】

◇申請書・申請の手引配付場所：区役所地域振興課 または、市民局ホームページ

◇申請書類提出期限：令和4年6月30日（木）必着

◇補助対象経費：防犯カメラ購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

◇補助率：防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9 ※上限額 160,000円

【問合せ先】

地域振興課 防犯担当：佐藤・折笠・沓澤 電話：411-7095 FAX：323-2502

11 地区連合町内会及び自治会町内会の現況届について

提出依頼

令和4年4月1日時点の各地区連合町内会における加入団体数等について、また各自治会町内会における加入世帯数、配送便（書類）送付先、広報よこはま等送付先等について、把握するため、現況届の提出をお願いいたします。

【送付方法】

◇地区連合町内会 : 区連3月定例会資料と同封のうえ、お送りいたします。

◇単位自治会町内会 : 3月の配送便にてお送りいたします。

【提出期限】

令和4年4月18日（月） ※同封の返信用封筒をご利用ください。

【その他】

現況届ご提出後に変更が生じた場合は、「設立・異動届」をご提出くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

地域振興課 担当：壽美・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

12 地区連合町内会長及び自治会町内会長の個人情報の取扱いについて

協力依頼

地区連合町内会長及び自治会町内会長の氏名、住所、電話番号等の個人情報については、名簿を作成し適切に管理を行っておりますが、各機関等から照会があった場合には次の取り扱いとしておりますので、引き続き御理解・御協力をお願いします。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【情報の取扱い】

項目	法人化した自治会町内会 (認可地縁団体)	左記以外の自治会町内会
会長氏名	提 供	
会長住所	提 供	別紙情報提供先にのみ提供
会長電話番号	別紙情報提供先にのみ提供	

◇主な情報提供先

①全体名簿の提供

区役所内部・神奈川区社会福祉協議会・神奈川警察署・神奈川消防署

②当該自治会町内会の情報のみ提供

加入希望者・公共工事業者・不動産業者等

【問合せ先】

地域振興課 担当：壽美・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

13 令和4年度の配送便（白袋）について

協力依頼

掲出依頼物などをお届けしている配送便について、令和4年度の取扱いは次のとおりとなります。つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【概要】

◇配送時期

各月 25 日までの数日間で配送 します。

※配送日の指定はできません。

◇不在時の取扱い

不在時は 現況届にて指定された場所（玄関前など）に留め置き を行います。

【問合せ先】

地域振興課 担当：壽美・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

14 区民活動支援センター情報誌「ぐるーぱる・あい」4・5月号について

掲 示 板
掲 出 依 頼

神奈川県区民活動支援センターでは、生涯学習・市民活動で活躍している人やこれから何かを始めようとする人を応援するための情報誌「ぐるーぱる・あい」を隔月で発行しており、この度、4・5月号を発行します。

「ぐるーぱる・あい」につきましては、兼ねてより回覧のご協力をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲示板への掲出をお願いしております。

つきましては、3月の配送便にて「ぐるーぱる・あい」4・5月号をお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

なお、「ぐるーぱる・あい」は全4ページの体裁ではありますが、掲出いただく際は1ページ目（表紙）のみの掲出で差し支えありません。

【問合せ先】

地域振興課 担当：井戸川・佐井 電話：411-7093 FAX：323-2502

15 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について

掲 示 板
掲 出 依 頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最近の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするちらし「よこはまぐらしナビ」4月号について、3月の配送便にてお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・若林 電話：671-2584 FAX：664-9533

その他

1 自治会町内会加入促進グッズの提供について

物品提供

この度、神奈川県連合町内会自治会連絡協議会（区連会）において、自治会町内会加入促進グッズとして、「絆創膏セット」を購入しました。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに100個お送りいたしますので、転入者等に対して、自治会町内会加入の働きかけを行うなどの際にご活用ください。



【問合せ先】

区連会事務局（地域振興課） 担当：壽美・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

2 令和3年度神奈川県民まつり動画収録DVDの送付について

物品提供

令和3年度神奈川県民まつりフィナーレライブ配信の動画を収録したDVDを3月の配送便にて各自治会町内会長様あてにお送りいたします。パソコンやDVDプレーヤーで再生可能ですので、ご覧ください。

なお、令和3年度神奈川県民まつりの特設ホームページについては、令和4年3月31日をもって終了いたします。

【送付物】

令和3年度神奈川県民まつり動画収録DVD 各自治会町内会1枚

【問合せ先】

神奈川県民まつり実行委員会事務局（地域振興課） 担当：壽美・中村
電話：411-7086 FAX：323-2502

初期消火器具設置費用の一部を補助します

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っています。

1 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

2 申請について

- (1) 受付期間：令和4年4月1日（金）～令和4年9月30日（金）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、神奈川消防署にご提出をお願いします。

3 補助率について

- (1) 初期消火器具の**新規設置及び器材全ての更新設置**の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします（市内で計15基補助の予定です。）。
- (2) 初期消火器具の**一部更新設置**の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします（市内で計207基補助の予定です。）。
※ 一部更新設置は、消防用ホースの更新など器材の一部を更新することや自治会町内会が所有している初期消火箱に新たに器材（スタンドパイプ・台車）を加えることをいいます。
※ 所有している消火栓蓋開閉キーが旧型の場合、新型消火栓の蓋を開けられない可能性があります。既存の初期消火器具直近の消火栓が新型消火栓に変更されている場合は、新型消火栓蓋開閉キーへの更新も補助対象としております。

4 お願い

大地震発生時に火災被害が集中すると想定されている地域^{*}においては、特に初期消火力の強化につながる取組を推進する必要があります。該当する地域の自治会町内会は、積極的に初期消火器具の設置や更新をしていただきますようお願いいたします。

（^{*}地震防災戦略における地震火災対策方針で示される「対象地域」）

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

※令和4年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

設置協力店舗への初期消火器具の設置について

自治会町内会が所有する初期消火器具を設置協力店舗（下記2参照）に設置することができます。設置する初期消火器具については、新規購入・既存移設のいずれも可能で、新規購入の場合は、表面の補助申請と同時に行うことができます。

1 設置依頼について

(1) 受付期間：令和4年4月1日（金）～令和4年7月29日（金）

※ 期間が表面の補助金申請期間と異なりますので、ご注意ください。

(2) 依頼方法：依頼書に必要事項を記入の上、神奈川消防署にご提出をお願いします。

2 設置協力店舗（50音順） ※24店舗に設置されています。（令和4年2月28日現在）

コンビニエンスストア	サイゼリヤ	ドラッグストア	トヨタカローラ神奈川
コミュニティ・ストア	ジョリーパスタ	ウエルシア薬局	トヨタカローラ横浜
セブン-イレブン	すき家	薬クリエイト	日産プリンス神奈川
デイリーヤマザキ	瀬戸うどん	薬セイジョー	ネットヨタ神奈川
ファミリーマート	デニーズ	サンドラッグ	ネットヨタ横浜
ポプラ	伝丸	ハックドラッグ	ホンダカーズ横浜
ミニストップ	なか卯	フィットケア・デポ	横浜トヨペット
ローソン	華屋与兵衛	自動車販売店	本
ローソン+スリーエフ	はま寿司	神奈川スバル	ブックオフ
外食チェーン	ビッグボーイ	神奈川ダイハツ販売	紳士服
杏鶴堂	マクドナルド	神奈川トヨタ	AOKI
エルトリート	モリバコーヒー	関東マツダ	運輸
牛庵	吉野家	関東三菱自動車販売	ヤマト運輸
ココス		スズキ自販神奈川	

3 ご注意いただきたいこと（設置条件等）

- (1) 依頼書は、受付期間終了後、消防局が一括して店舗の本社に提出しますので、自治会町内会から各店舗に対して、直接の設置依頼やお問合せはご遠慮願います。
- (2) 本社より設置可否の回答があります。場合によっては、ご希望に添えないことがありますので、ご承知おきください。
- (3) 店舗に設置するには、自治会町内会と企業間で協定を締結する必要があります（事務は消防署で支援いたします。）。
- (4) 初期消火器具の設置、撤去等に係る費用は、自治会町内会の負担となります。
- (5) 初期消火器具の設置に起因して生じた損害等は、自治会町内会の責任となります。

市連会 3 月定例会説明資料
令和 4 年 3 月 11 日
市民局地域活動推進課

「令和 4 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 4 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

事業周知のため、令和 4 年度版のリーフレットを 3 月の区連会資料に同封して各自治会町内会長あてにお送りします。よろしくお願いいたします。

1 令和 4 年度横浜市市民活動保険補償内容

令和 3 年度補償内容から変更はありません。

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1 名 上限 500 万円)
財物賠償	1 事故 500 万円	入院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1 日 2,500 円 (90 日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000 円	手術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

2 添付資料

リーフレット「令和 4 年度横浜市市民活動保険のご案内」

3 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 4 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【担当】市民局地域活動推進課 木村・荒木
電話：045-671-3624
メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和4年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和4年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただけます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただけます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① 自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② 無報酬の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ 継続的・計画的に行っている活動
- ④ 公益性のある(他人や社会に貢献する)活動

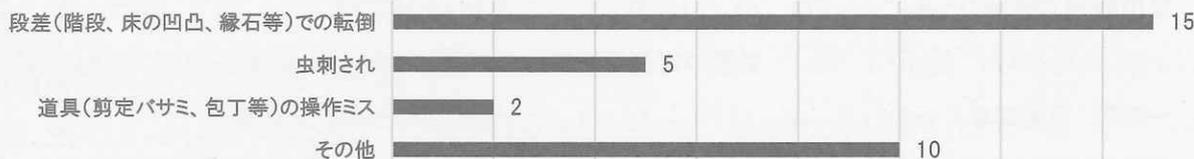
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

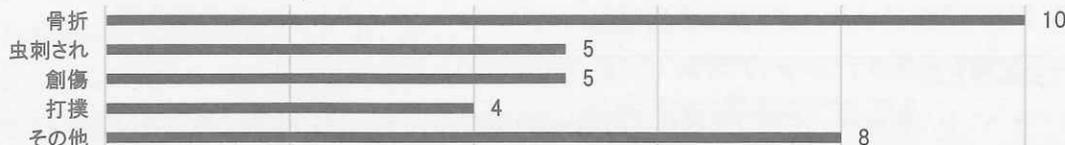
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け

事故の原因は？

【傷害事故：令和3年4月～令和3年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動
(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動(賠償責任事故のみ対象となります)

⑧ 防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)

⑨ 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※医師のいる医療機関で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって予知できない状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(持病等)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当事者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

自治会・町内会長 各位

神奈川区福祉保健課長
神奈川区社会福祉協議会事務局長

かながわ支え愛プラン（第 4 期 神奈川区地域福祉保健計画）の
冊子等の配布について（お知らせ）

日頃から、かながわ支え愛プラン（以下、「プラン」という。）の策定・推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、プランの策定期限を 1 年間延長させていただきましたが、皆さまの多大なるご協力により、完成することができました。重ねてお礼申し上げます。

完成した冊子等を下記のとおりお送りします。なお、地区別計画は、班の数の部数をお送りします。掲示板等への掲出などにご活用ください。また、区計画（冊子・概要版）が追加で必要な場合には、区役所までご連絡ください。



区計画（冊子）：1部



区計画（概要版）：1部



地区別計画：班の数

【担当】 <区計画に関すること>

●神奈川区福祉保健課事業企画担当

岡崎、荒井、北村

電話：411-7135

FAX：316-7877

<地区別計画に関すること>

●神奈川区社会福祉協議会

小田、宮地

電話：311-2014

FAX：313-2420

裏面あり

ホームページもご覧ください！

1 区ホームページ

かながわ支え合いプランについて、お住いの地区だけではなく、区内21地区のデータも是非ご覧ください。

※区計画（冊子・概要版）のデータも掲載しています。

URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kurashi/fukushi_kaigo/chii_kifukushi/fukushi-plan/default202108171.html



2 レアリア（タウンニュース社のイベント・ご近所情報サイトです。）

かながわ支え愛プランに関わっていただいている区民の皆さまの活動を紹介しています！

第一弾は、身近な福祉・保健の拠点である「地域ケアプラザ」のご紹介です。

URL

https://rarea.events/features/kanagawa_sasaeai



令和4年3月18日

自治会町内会長 各位

神奈川区 高齢・障害支援課長 野田晴子
健康福祉局 障害自立支援課長 渡辺文夫

映画「咲む」の神奈川公会堂上映の周知について（依頼）

横浜市では、障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重しあい、自分らしくいきいきと地域で生活できるよう、多くの皆様にご協力いただきながら、様々な施策に取り組んでおります。標記映画は、全日本ろうあ連盟が、創立70周年を記念し制作したものです。

一人の若いらうの女性が、限界集落の村を元気にしていくために、喜びや葛藤の中で、様々な障壁を乗り越えていく姿から、きこえる、きこえないに関係なく、ともに生きる社会を作っていくことを伝える映画です。

この度、横浜市聴覚障害者協会が、5月に神奈川公会堂にて上映することとなりました。主演の藤田奈々子さんの舞台挨拶も予定されております。

人と人がつながりにくいこのコロナ禍において、心がつながる素晴らしきを通じて、さわやかな感動を与える映画を、ぜひ多くの方に御覧いただきたく、周知へのご協力をお願い申し上げます。

1 上映概要

作品名 「咲む」（えむ）
日 時 令和4年5月8日（日）第1回10時30分から、第2回13時30分から
場 所 神奈川公会堂
チケット 1,200円（高校生以上）、500円（小中学生）
問合せ 一般社団法人横浜市聴覚障害者協会 事務局内 映画「咲む」実行委員会
(後援：横浜市健康福祉局、教育委員会 ほか)
TEL 045-475-2061 FAX 045-475-2112

2 周知のお願い

自治会町内会の掲示板へ掲示をお願いいたします。

担当：神奈川区 高齢・障害支援課 障害者支援担当
TEL 045-411-7114 FAX 045-324-3702

厚生労働省
推薦

文部科学省選定
(青年・成人・家庭向き)

あなたの瞳、まらまらととる！

咲む emu

主演：藤田菜々子

島かおり 赤塚真人 宮下順子 田中康寛 高島良宏
鈴まみ 山中蓮媛 伊是名夏子 佐藤蛾次郎 丘みつ子

脚本・脚訳・監督：早瀬憲太郎 製作：一般財団法人全日本ろうあ連盟

製作総指揮：石野富志三郎 プロデューサー：久松三二 新井英夫

音楽：小林洋平 撮影：堀本雅三(SJC) 照明：奥村誠 録音：郡弘道 美術：津留啓亮 装飾：平川泰光

編集：山崎 祥 スタッフター：吉田久美子 ラインプロデューサー：武田千明 制作担当：富田政男

衣裳：宮本まき江ヘアメイク：オオタキエミコ スチール：田中敦美 制作プロダクション：株式会社ターゲット

エンディング曲：歌：夏川りみ 題字：金澤翔子

神奈川公会堂

2022年5月8日(日)

主演 藤田菜々子さん 舞台挨拶予定

= お問い合わせ先 =

一般社団法人横浜市聴覚障害者協会
映画「咲む」横浜上映会実行委員会

FAX：045-475-2112

TEL：045-475-2061

yokochokyo_daihyou@hamashinren.or.jp



【上映時間】

1回目 10時30分～12時40分

2回目 13時30分～15時40分

【チケット】

1,200円 (高校生以上)

500円 (小中学生)

後援 手話を広める知事の会
全国手話言語市区長会

助成 公益社団法人企業メセナ協議会
2021芸術・文化による社会創造ファンド

物事を始める
チャンスを
私は逃さない

全日本
ろうあ連盟
創立70周年
記念映画

咲む emu

題字：金澤翔子



Story [ストーリー]

看護師国家試験に合格したろうの女性の瑞月(みづき)は、就職活動で苦戦。そんな折、ある村の診療所で雇われる話が舞い込み、意気揚々と村にやってきた瑞月。しかし、採用を見送られることになり、落ち込む瑞月に役場から思わぬ仕事の紹介が…。村に住みながら懸命に取り組む瑞月だったが、様々な壁が瑞月を阻んでいく。相手を想っての行動が思わぬすれ違いを生み、そのわだかまりを解くこともできずに苦しんでいる大人たち。瑞月の起こす行動は、そんな大人たちを少しずつ変えていく。そして、村も大きく変わっていく…。



Commentary [コメンタリー]

全日本ろうあ連盟、初の製作映画『ゆずり葉』(2009年)は、上映会場750か所、上映回数1250回、動員40万人を突破し、各界から大きな反響を得た。前作から十年余り、国連障害者権利条約の批准を契機にろう者の言葉である「手話言語」が認知され、各地で手話言語条例が広がり、教育、司法、医療など、各分野で活躍するろう者も増え、ろう者や手話言語について社会の理解が進んでいる。しかし、「きこえない、きこえにくい」ということによる社会の障壁、差別、偏見はなくなったわけではなく、目まぐるしく変わる社会情勢による新たな問題も生まれ、課題は多く残っている。2017年に創立70周年を迎えた連盟は、きこえに関係なく様々な人々が共生していく社会を目指し、再び映画製作に挑戦した。映画『咲む(えむ)』は、一人の若きろうの女性を通して、喜びや葛藤の中で生き、

様々な障壁を乗り越えていく姿から、「ろう者」とは「きこえない」とは何かということ、そして、「手話言語」は魅力的で素晴らしい言葉であること、ろう者独自の文化を市民に広く伝え、ろうの子どもたち、また若いろう者、家族等に幅広く夢を与えていくことをコンセプトに製作した。脚本・監督は『ゆずり葉』に続き早瀬憲太郎。これまでの経験を活かし、きこえる俳優・スタッフと見事に連携し、新たなエンターテインメントを創りあげた。主人公の瑞月役を、NHK「中学生日記」に出演した藤田菜々子(ろう者)が熱演。彼女を見守る家族に高島良宏、鈴まみのろう俳優。村で瑞月を迎えるのは、鳥かおり、丘みつ子、佐藤蛾次郎など素晴らしい俳優陣。盲ろう者やほかの障害のある人たちも出演する映画『咲む』は、観る人すべての人を笑顔にする。



藤田 菜々子 鳥 かおり 赤塚 真人 宮下 順子 田中 康寛 高島 良宏 鈴 まみ 山中 蓮媛 伊是名 夏子 佐藤 蛾次郎 丘 みつ子

脚本・翻訳・監督：早瀬憲太郎 製作総指揮：石野富志三郎 プロデューサー：久松三二 新井英夫 音楽：小林洋平 撮影：猪本雅三(J.S.C) 照明：奥村誠 録音：郡弘道 美術：津留啓亮 装飾：平川泰光 編集：山崎梓 スクリプター：吉田久美子 ラインプロデューサー：武田千明 制作担当：富田政男 衣装：宮本まさ江 ヘアメイク：オオクボエミコ 制作プロダクション：株式会社ターゲット アドバイザー：山本おさむ 中橋真紀人 手話言語監修：高塚稔 木村晴美 【2020年/115分/日本語字幕/音声ガイド(UDcast対応)】



映画に関するお問い合わせ ▶▶▶ 一般財団法人全日本ろうあ連盟
〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階 E-mail: movie@jfd.or.jp
TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445 URL: https://www.emu-movie.jp



2022年5月8日(日) 神奈川公会堂

【上映時間】1回目 10時30分～12時40分(10時入場)
2回目 13時30分～15時40分(13時入場)

【チケット】 1,200円(高校生以上) / 500円(小中学生)

【チケット申込・問合せ】一般社団法人 横浜市聴覚障害者協会事務局内 映画「咲む」実行委員会
FAX045-475-2112 / TEL045-475-2061 / yokochokyo_soumu@hamashinren.or.jp
チケット購入サイト: https://yokohamadeaf.stores.jp



後援 横浜市健康福祉局 / 横浜市教育委員会 / 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 / 公益社団法人横浜市身体障害者害団体連合会

「町の防災組織」活動費補助金関係書類の送付について

日頃から、神奈川区の防災事業に御協力いただきありがとうございます。
さて、標記補助金につきまして、令和3年度に交付を受けている場合は、下記事項を御参照のうえ実績報告書の提出をお願いします。また、令和4年度についても、令和3年度同様に交付申請を受け付けますので、提出期限までに提出をお願いいたします。

1 手続きについて

実績報告及び交付申請の手続きについては、令和4年度（2022）町の防災組織活動費補助金事務の手引きを御参照ください。

地域活動推進費を申請される自治会町内会で、窓口で提出いただく場合は、先に地域振興課で手続きをお済ませください。

なお、提出は郵送及びEメールでも可能です。

2 提出期限について

交付申請書及び実績報告書の提出期限は、令和4年8月31日（水）までです。

※返還金がある場合は、締め切りにかかわらず早めに報告をお願いします。

3 送付書類

- (1) 令和4年度（2022）町の防災組織活動費補助金 事務の手引き
- (2) 令和4年度 町の防災組織活動費補助金 交付申請書
- (3) 令和3年度 町の防災組織活動費補助金 実績報告書
- (4) 令和3年度「町の防災組織」活動費補助金の年度内完了の願いと返還金がある場合の報告について(事務連絡)

※当該事業は、令和4年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

担 当：神奈川区総務課 高橋、加藤
TEL：411-7004
FAX：324-5904
メール：kg-bousai@city.yokohama.jp

令和4年3月18日

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

地域活動推進費補助金等関係書類の送付について

日頃より地域活動に御尽力を賜るとともに、区政の推進に格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度の地域活動推進費補助金及び地域防犯灯維持管理費補助金にかかる書類を別紙のとおり送付致しますので、**令和4年8月31日(水)**までに申請くださいますようお願い申し上げます。

なお、窓口でお待たせしないため、**来庁時には電話にて事前に御予約**くださいますよう、御協力をお願い致します。

また、郵送及びEメールでもご提出いただけます。下記担当者までご提出ください。

【窓口受付時間等】

- (1) 受付日 4月～8月 平日開庁日
- (2) 受付時間 9時～17時（12時～13時を除く。）
- (3) 窓口 区役所本館5階 窓口番号505 地域振興課

※記載方法など、提出前の事前相談も承っておりますので、お気軽にお問合せください。

※特段の事情がない限り、申請期限を過ぎての交付申請は不交付となる場合がございます。

【送付書類】

- 1 様式（令和3年度実績報告用及び令和4年度交付申請用）
- 2 令和4年度 地域活動推進費 事務の手引
- 3 令和4年度 地域防犯灯維持管理費補助金 申請の手引（単会のみ）
- 4 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の報告・申請についての注意事項
- 5 チェックシート

※当事業は、令和4年度予算案が横浜市会において議決されることを条件とします。

【問合せ先】

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8
神奈川区地域振興課 壽美、中村
電話 411-7086 FAX 323-2502
Eメール kg-hojyokin@city.yokohama.jp

令和4年3月18日

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

地域活動推進費補助金等説明会の実施について（案内）

日頃から区政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記説明会を次のとおり実施しますので、参加を希望される場合は、別紙により 令和4年4月15日（金）までにファックス又はEメールにてご連絡くださいますようお願い致します。

1 開催日時・会場（各1時間程度、3回とも同じ内容です）

	開催日	開催時間	会場（神奈川区役所）
第1回	令和4年4月21日（木）	18時30分～	本館5階 大会議室
第2回	令和4年4月23日（土）	14時00分～	本館5階 大会議室
第3回	令和4年4月26日（火）	14時00分～	本館5階 大会議室

※まん延防止等重点措置の期間と重なった場合は中止とします。

※各回、定員50人までとします。

2 対象

自治会町内会会長や会計担当の方等

（会場の都合上、各自治会町内会で1名までの参加とさせていただきます。）

3 内容

- (1) 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の報告・申請方法と注意事項
- (2) 町の防災組織活動費補助金の報告・申請方法と注意事項

4 その他

- (1) 検温、消毒、マスク着用にご協力をお願いします。
- (2) 説明会に参加できない場合、個別でもご説明しますので、ご相談ください。

【問合せ】

神奈川区地域振興課 壽美、中村

電話：411-7087 FAX：323-2502

Eメール：kg-hojyokin@city.yokohama.jp

ファックス番号 323-2502

神奈川県役所地域振興課 自治会町内会担当 行

《地域活動推進費補助金等説明会 参加申込書》

団体名 _____

参加者氏名	電話番号	希望回(○で囲んでください)
		4/21 夜
		4/23 午後
		4/26 午後

※締切日 令和4年4月15日(金)

《Eメールの場合》

kg-hojyokin@city.yokohama.jp までご連絡ください。

令和4年度 LED防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市のLED防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和4年度も引き続き、LED防犯灯の整備を行ってまいりますので御協力をお願いいたします。

1 LED防犯灯新設の申請について

1 申請書類及び提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (2) 申請書は、**令和4年5月31日(火)までに**
各区役所地域振興課に御提出ください。

2 申請場所の選定について

- (1) 選定場所は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、防犯上不安のあるところとしてください。
- (2) 場所を選定する際には、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

※ 申請場所は「横浜市防犯灯設置基準」に基づいて選定します。裏面の「横浜市防犯灯設置基準」（抜粋）を参考としてください。

3 令和4年度のLED防犯灯の整備予定数について

電柱へのLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・約300灯
鋼管ポールLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・一時休止（昨年36灯）
※裏面コラム参照

<横浜市防犯灯設置基準> (抜粋)

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

皆様からの全ての要望にお応えすることができない場合がございます。何卒御理解くださいますようお願いいたします。

コラム

～令和4年度は鋼管ポールLED防犯灯の新設を一時休止します。～

近年、鋼管ポールLED防犯灯が老朽化により倒壊する事故が発生しています。事故を未然に防ぐため、市民局では令和3年度に市内約16,000灯のポールについて、錆や穴あきの状態、傾きやぐらつきの有無を確認する調査を実施しました。

安全性を確保する観点から、この調査の結果に基づき早期にポールの建替えを行うこととしました。このため、令和4年度は、鋼管ポールLED防犯灯の新設については一時休止とし、建替えを優先して対応をしていきます。

御迷惑をおかけしますが、御理解くださいますようお願い申し上げます。

この事業は、令和4年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

2 LED防犯灯の見守りについて

横浜市が設置したLED防犯灯については、電気料金の支払及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、日常の見守り（故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等）は、自治会町内会の皆様に行っていただきます。引き続き御協力をお願いします。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが下記の連絡先までご連絡ください。**

神奈川区地域振興課 電話045-411-7095

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

***お知らせいただきたいこと**

①管理番号（黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。

※下記の図参照）

②電柱番号（電柱に電柱番号が記載されている場合には、併せてご連絡ください）

③住所及び目標物

④不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等）

⑤不具合発生の時期（気づいた日）、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています。</p> 	<p>ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています。</p> 
 	<p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンターに御連絡ください。

東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター

停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用になれない場合は 電話番号：03-6375-9803（有料）

3 LED防犯灯の寄附制度について

自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

寄附の手続を行った防犯灯は、その後の電気料金の支払及び故障時の修繕対応などを横浜市が行っていきます。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。

寄附の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

市民局地域防犯支援課

来課される際は必ず事前に御連絡をお願いします。

電話：045-671-3709



担当：市民局地域防犯支援課

電話：671-3709

FAX：664-0734

自治会町内会長 各位

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和4年度も神奈川県と連携して実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

1 申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、[横浜市 地域防犯カメラ設置補助金](#) で検索できます。

2 申請書及び添付書類の提出期限：**令和4年6月30日（木）必着**

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第3号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、東京電力柱への設置可否判定回答書（可否判定結果が分かるもの、NTT柱の場合は協議書）

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます

28年度から3年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、4年度も 同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

4 補助金交付までのスケジュール

令和4年3月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、土木事務所 等)
6月30日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
11月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和5年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

※なお、常時監視が可能となるモニターの設置については、プライバシー保護の観点からお勧めいたしません。

④ 補助内容

令和4年度は神奈川県補助上限額が4万円減額されたことにより、昨年度の20万円から16万円に変更となります。

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9

上限額 160,000円（神奈川県上限額：4万 横浜市上限額：12万）

※神奈川県補助上限額：8万→4万に減額 横浜市補助上限額：変更なし

⑤ 補助金交付決定方法

この事業は神奈川県と横浜市が連携して実施するものです。県が交付を決定した台数の範囲で補助を実施するため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

＜参考＞過去の補助実績

	申請		補助金交付	
	団体数	台数	団体数	台数
28年度	101	284	60	60
29年度	67	120	67	85
30年度	88	155	82	82
元年度	88	137	86	94
2年度	88	151	87	95
3年度	79	128	78	85

防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面等
設置場所により申請書類、手続きが異なります。

※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

※この事業は、令和4年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市市民局地域防犯支援課

電話 671-3705

Fax 664-0734

令和4年3月18日

自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

自治会町内会現況届の提出について（依頼）

日ごろから区政の推進及び地域の振興につきまして、格別の御理解御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度の各自治会町内会における加入世帯数、回覧依頼等配送便（書類）送付先及び広報よこはま送付先等について、自治会町内会現況届のご提出をお願いいたします。

1 提出物

自治会町内会現況届

（※令和4年4月1日現在の内容でご記入ください）

2 提出期限

令和4年4月18日（月）

3 提出先

〒221-0824

横浜市神奈川区広台太田町3-8

神奈川区役所 地域振興課まで

（※同封の返信用封筒を御利用ください）

4 その他

- (1) 加入世帯数については、地域活動推進費補助金の申請をはじめ、総会資料（予算書等）記載のものや地区連合報告のものと一致するようにしてください。
- (2) 自治会町内会現況届提出後に変更がある場合には、「自治会町内会【設立・異動】届」をご提出ください。

担当：神奈川区役所地域振興課

壽美・段 電話 411-7086

自治会町内会現況届

整理番号

令和 年 月 日

横浜市神奈川区長

自治会町内会名

会長氏名

次のとおり、令和4年4月1日現在の自治会町内会の現況を届けます。

ふりがな		加入世帯数 (地域活動推進費申請世帯数)	
自治会町内会名		世帯	
会 長	ふりがな		
	氏名		
	住所	神奈川区	
	電話番号		
班数 (回覧用必要部数)		班 (回覧必要部数 部)	
掲示板数 (掲示用必要部数)		基 (掲示必要部数 部)	
配 送 便 送 付 先	住所	※不在時留め置き場所：玄関先・その他 ()	
	氏名		
	電話番号		
広 報 紙 送 付 先	住所		
	担当者氏名		
	電話番号	広報紙 配布部数	部

※部数の変更については、10日受領分までを次回の配送便、広報紙の配送から反映します。(但し、4月配送便については4月5日受領分まで反映)

※加入世帯数については、地域活動推進費補助金の申請をはじめ、総会資料(予算書等)記載のものや地区連合報告のものと一致するようにしてください。

自治会町内会現況届

整理番号

記入例

令和 年 月 日

横浜市神奈川区長

自治会町内会名 〇〇町内会

会長氏名 神奈川 太郎

次のとおり、令和4年4月1日現在の自治会町内会の現況を届けます。

ふりがな	まるまるちょうないかい		加入世帯数 (地域活動推進費申請世帯数)		
自治会町内会名	〇〇町内会		300 世帯		
会 長	ふりがな	かながわ たろう			
	氏名	神奈川 太郎			
	住所	神奈川区広台太田町3-8			
	電話番号	045-999-9999			
班数 (回覧用必要部数)	10班 (回覧必要部数 15部)				
掲示板数 (掲示用必要部数)	3基 (掲示必要部数 3部)				
配 送 便 送 付 先	住所	※不在時留め置き場所：玄関先・その他 ()			
	氏名				
	電話番号				
広 報 送 付 先	住所	不在時には業者が持ち帰らずに留め置きをします。 玄関先など留め置き先を指定してください。			
	氏名				
	電話番号				
		配布部数	部		

※部数の変更については、10日受領分までを次回の配送便、広報紙の配送から反映します。(但し、4月配送便については4月5日受領分まで反映)

※加入世帯数については、地域活動推進費補助金の申請をはじめ、総会資料(決算書等)記載のものや地区連合報告のものと一致するようにしてください。

※変更があった場合のみご提出をお願いします

自治会町内会〔設立・異動〕届

令和 年 月 日

(提出先)

神奈川県長

No.

自治会町内会名

(旧) 会長住所

(旧) 会長氏名

下記のとおり〔設立・異動〕しましたので、お届けします。

異動内容 (○で囲ってください)	名称・編入・分離・区域・会長・書類等送付先・ 広報紙送付先・加入世帯数・広報配布世帯数・ 班(組)数・掲示板数・会館・その他()		
異動(設立)期日	令和 年 月 日		
自治会町内会名			
新 会 長	ふりがな 氏名		
	自宅住所	〒 神奈川県	
	自宅電話・FAX	Tel	FAX
	携帯電話(任意)	-	
配送便等送付先 (会長宅以外の場合)	氏名	電話	-
	住所	神奈川県	
広報紙送付先 (会長宅以外の場合)	氏名	電話	-
	住所	神奈川県	
加入世帯数	世帯	班(組)数	班(組)
広報配布世帯数	世帯	掲示板数	
自治会町内会の区域			
自治会・町内会館	名称	電話	-
	住所	神奈川県	
備考			

- (注意) 1 届出は旧会長名でお願いします(設立、死亡及び解任の場合は除く)。
2 設立の場合は区域図、規約及び役員名簿を添付してください。
3 区域の変更の場合は、区域図を添付してください。
4 毎月10日までに提出いただいた情報は、次回分から反映します。
※ただし、4月配送便については、4月5日提出分までを反映いたします。

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

神奈川県役所地域振興課

神奈川県地区連合町内会長及び自治会町内会長の
氏名、住所及び電話番号の取り扱いについて

日頃から神奈川県政に対し御理解、御協力を賜りありがとうございます。

さて、自治会町内会長の氏名、住所、電話番号等個人情報については名簿を作成し、適切に管理を行っていますが、各機関等から照会があった場合には次のとおり取り扱いをさせていただきたく、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

1 情報提供内容

項目	法人化した自治会町内会 (認可地縁団体)	左記以外の自治会町内会
会長氏名	提供	
会長住所	提供	下記情報提供先にのみ提供
会長電話番号	下記情報提供先にのみ提供	

2 情報提供方法

(1) 全件名簿による提供

区役所内部、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県警察署及び神奈川県消防署については、名簿により提供します。

(2) 当該自治会町内会のみ提供

下記の情報提供先については、当該自治会町内会の情報のみ提供します。

情報提供先	具体的団体名等
① 行政機関	国の機関、県の機関、市の機関
② 公共的機関	市外郭団体、市・区社協等
③ 審議会等	会長が就任している審議会等の事務局
④ 市会議員等	国会、県会、市会の各議員
⑤ 宅建業協会	県宅地建物取引業協会横浜東部支部会員
⑥ 区民	転入等による区民からの照会
⑦ 工事業者※	東京電力、東京ガス、NTT 等
⑧ 開発事業者※	民間開発事業者(ディベロッパー)
⑨ その他※	定例会で承認、または個別に確認を取った相手方

※ 周辺住民との事前調整など自治会町内会にとって必要と認められる場合に限る。

担当：地域振興課 壽美・段
電話：411-7086

令和4年3月18日

自治会町内会長 各位

神奈川区役所地域振興課

令和4年度の配送便（白袋）について

日頃より区政に対しご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和4年度の掲出依頼物等をお届けしている配送便（白袋）については、取扱いが次のとおりとなりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 契約業者

株式会社アイライン（※令和3年度と同じ事業者）

2 配送方法（原則、変更なし）

(1) 配送月

8月・12月を除いて毎月配送します。

(2) 配送時期

原則、25日までの数日間で配送します。

なお、配送日の指定はできません。

(3) 不在時の取扱い

不在時は 現況届にて指定された場所（玄関先など）に留め置きを行います。

3 その他

配送便送付先・広報送付先の変更や部数の変更については、毎月10日までに地域振興課までお知らせいただければ、次回分から反映します。

ただし、4月配送便については、4月5日届出分までの現況届を反映することといたします。

担当：地域振興課 壽美・段

電話：411-7086

区民活動支援センターだより

4.5
月号

～生涯学習・市民活動で活躍している人や何かを始めたい人を応援する情報誌です～



区民活動
支援センターHP

～CONTENTS～

- P.1 『みんなの文化祭part2』開催お知らせ
- P.2～3 R4年度 助っ人BANK一覧
- P.4 編集ボランティアのページ
街を花でいっぱい ～GSクラブ～

NO.181 2022.4.1発行



『みんなの文化祭part2』を開催します！観覧募集は、今後ホームページ等にてご案内します！



登録団体・助っ人BANK登録者による活動発表・活動体験ができます。
趣味やサークルをお探しの方、イベントや行事などの講師をお探しの方は
ぜひこの機会にお越しください。

開催スケジュール

部門	開催日時	場所
①踊り部門 ダンス/体操/舞踊等	4月25日(月)10時～16時	神奈川県役所本館 5階大会議室
②パネル展示部門 写真/絵画等	7月11日(月)～22日(金)	神奈川県役所別館 1階区民ホール
③体験・ワークショップ部門 工作/書道/手品/バルーン等	7月19日(火)～29日(金)	神奈川県役所本館 5階交流室
④歌部門 コーラス/合唱/ゴスペル等	9月26日(月)10時～16時	神奈川県役所本館 5階大会議室
⑤演奏部門 楽器演奏等	R5年 1月23日(月)10時～16時	神奈川県役所本館 5階大会議室

- ◆区民活動支援センターだよりは、VOICE神奈川さんにより音声録音されたCD版があります。CDの貸出をご希望の方は区民活動支援センターまで。また当センターにて聞くこともできます。
- ◆配布場所：神奈川県区民活動支援センター・区内区民利用施設・区内駅PRボックスなど

発行：神奈川県区民活動支援センター 〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8
神奈川県役所本館5階 507窓口 開館時間(月～金 午前8時45分～午後5時/土日・祝日・年末年始は休館)
TEL 045-411-7089 FAX 045-323-2502
kg-shiencenter@city.yokohama.jp 担当：山下・黄・山田・櫻井

楽器演奏

- ★MSO70(リコーダトリオ)
- ★すみれフルート(ボランティア訪問演奏)
- ★ママさん吹奏楽団ぶちはーもにー(吹奏楽)
- ★白幡琴を楽しむ会 池田昭一(琴の演奏)
- ★マハ口六角橋 with Ohana Hula(ハワイアン演奏とフラダンス)
- ★ヴァイオリン演奏(前田みどり)
- ★かながわウカレレおやじ〜ず(ウクレレ演奏)
- ★金子器楽ユニット(ギターと洋・和楽器のコラボ演奏)
- ★ギター弾き語りタートル7(フォークソングギター演奏と歌)
- ★かなっくジャズ・オーケストラ(ビッグバンド演奏)
- ★三ツ沢たんぽぽ団(歌とフラダンス)
- ★よんうおん(音楽アンサンブル)
- ★みお(アコーディオン演奏)

文化/国際/IT

- ★NPO法人神奈川区いまむかしガイドの会(歴史散歩)
- ★書道(来嶋翠芳)
- ★書道(中澤直子)
- ★書道(道田里羽)
- ★中国語(鈴木麗子)
- ★異文化の中の日本を織り、日本を知らせる英語力
- ★パソコン神奈川宿(パソコン操作に関する相談)
- ★CNパーク(パソコンボランティア)
- ★特定非営利活動法人まちづくりエージェンツ
SIDE BEACH CITY.(ITIによる地域課題解決)

美術/工芸

- ★げんき絵手紙サロン(川口整)
- ★フレンド工房 白岩秀勝(バルーン・パステルアート)
- ★アマリリス(絵手紙の体験)
- ★手作り絵本&ポップアップカード(桑原妙子)
- ★おりがみ倶楽部(おりがみによる作品作り)
- ★特定非営利活動法人 夢 遠藤伴雄(写経 切り絵)
- ★Mignon 黒柳早苗(手作りクラフト)
- ★砂田川ファン倶楽部 田中揚子(ネイチャークラフト)

レクリエーション

- ★バルーンアート 魚地昌彦(バルーンアート実演・講習) ★腹話術(前田修)
- ★囲碁・将棋(三戸部千早) ★P. Jon 畑智徳(ジャグリング・バルーンアート)
- ★三ツ沢グッチ(街頭紙芝居等) ★タートルぐらんぱ〜ず(バルーンアート)
- ★スーパーカー・スポーツカー コミュニティ神奈川(スポーツカーの展示・乗車体験)

子ども

- ★片倉うさぎ山プレイパーク(外遊びの魅力プレイパークの紹介)
- ★かたびら〜ず(ご当地ヒーローショー)
- ★子ども科学捜査体験講座(久保雅信)
- ★復活!!あなたの“持ち味”応援団 浅井邦隆(小学生の学びとお話の場)
- ★まりこ☆みゅーじあむ 川井真理子(読み聞かせ・朗読や演劇指導)
- ★はなまといる(不登校についての講座・交流会)

かながわ区民 助っ人BANK



助っ人BANKとは、特技・経験・知識を活かして地域でボランティア活動をしている『街の先生』のための人財登録制度です。

自治会町内会、子ども会、学校や地区センター等でイベント出演者や講師をお探しの際は助っ人BANK登録の“街の先生”をご活用ください。
※詳細は神奈川県民活動支援センターホームページをご覧ください。

美容・健康

- ★アロマとハーブ あめつちのうた 亀田恵美子(アロマセラピー・ハーブティー)
- ★心のケア エンジェルフレグランス(カラーセラピー 接遇マナー研修)
- ★フット ケア マミー(足のトラブルを知ろう) ★いその健康教室(磯野一得)
- ★健康吹き矢(柿田登) ★笑いヨガ(浦上智子)
- ★キッズフードアドベンチャー 成瀬優子(地産地消の料理講座・食育講座)
- ★気軽にあろま 黒柳早苗(アロマの話・アロマクラフト)
- ★Crear 石川江利子(食育インストラクター・石けん)

スポーツ・体操

- ★NPO法人チャームングライフサポート協会(歌うチャームング体操)
- ★健康太極拳 山崎修一(立っても座ってもできる太極拳)
- ★太極拳同好会 戸田隆子(太極拳を楽しく体によく丁寧指導)
- ★3B体操 吉田和代(3Bの用具を使った健康体操)
- ★神奈川健生中央 ノルディックウォーキング
- ★スポーツイベントボランティア 三戸部千早(スポーツイベントの手伝い)

歌・コーラス

- ★菅田ゴスペルサークル(ゴスペルの演奏)
- ★ボイトレと歌 林ケイ(ボイストレーニング・歌唱)
- ★かながわ童謡の会 林ケイ(童謡、唱歌を楽しく)
- ★Trinity(女声合唱)
- ★かながわママコーラスマミムジカ(子連れでボランティア演奏)
- ★シニアゴスペル横浜ジーバース(ゴスペル等ステージ発表)
- ★グループ・フィオレンテ(独唱・コーラス)
- ★声楽 黒柳早苗(歌の披露・童謡・オペラなど)
- ★MM NON-STOP VOICES(ゴスペル歌唱)
- ★神奈川健生音楽団 歌声サロン(みんなで歌う童謡唱歌抒情歌)
- ★M&R みきあんどりさ(0歳からのクラシックコンサート)

ダンス/舞踊/演芸

- ★うらしマジック(マジック披露)
- ★京浜スクール 金澤雅義(詩吟)
- ★balljugglermoka(大道芸・大道芸オリジナル工作)
- ★南京玉すだれ乙女会
- ★マゲーバ 遠藤晃(マジック・玉すだれ・ビーズ)
- ★ミスターハッピー(マジック)
- ★からくりキング(マジック・バルーンアート・大道芸等)
- ★出舞一丁(おやじたちによるショーダンス)
- ★奈寿春会(日本舞踊・新舞踊・民謡舞踊)
- ★アロハフラサークル 伊藤千代(フラダンス)
- ★フラ・プルメリア(フラダンス)
- ★社交ダンス(鈴木宏明)

日常生活学習

- ★無料喫茶店「タダーズ・コーヒー」 中城和生
(自宅で地域カフェを開く方法)
- ★傾聴ボランティアうさぎ
- ★明るい人間関係を作る話し方(柿田登)
- ★神奈川健生 成年後見センター(法人成年後見活動の普及と実践)
- ★不動産のコツ 後藤雄二(不動産の自主管理のポイント)
- ★認知症予防のげんきサロン(川口整)
- ★神奈川健生 人生100年時代 イキイキ生きる講座
- ★VOICE神奈川(音声訳 DAISY 対面音訳)
- ★神奈川消防団(防災、応急手当の指導)

街を花でいっぱいにする ～GSクラブ～

「GSクラブ」は2018年2月に始まった「ガーデンサポートクラブ」です。神奈川県役所前の「花かおる街かど花壇」や三ツ沢公園の「ロータリー花壇」などの手入れを13名のボランティアが行っています。



ボランティアは70代が中心。
取材時には11名が参加しました



会長の
川名のぶ子さん

クラブを率いるのは、川名のぶ子さん。「よこはま緑の推進団体連絡協議会」が開く講座で植物の種の撒き方や肥料の選び方などを学び、「横浜花と緑の推進リーダー」になりました。「活動を通して草花から元気をもらっています」といいます。



花壇にはパンジー、チューリップ、ガザニア、それに横浜開港150周年を記念して命名されたバラ「はまみらい」などが植えられています。区役所前の花壇での作業は月に1回。草取りや間引き、清掃など、みるみるきれいになります。



編集ボランティア担当：
マツタロウ、リョウ、エミ、モリタ

この花壇は普段もメンバーの方がこまめに手入れをするので、ゴミが捨てられたり、荒らされたりすることもないそうです。

「コロナ禍で、マスクの着用、工具は使い回さない、作業中は水分補給以外の飲食禁止、短時間で終わらせるなどの苦労もあります。けれども、通りすがりの人から『きれいですね、ありがとうございます』と声をかけられるのが何より励みになります」とにこやかに話す川名さん。地道な活動が街を支えています。

強引な新聞の勧誘にご注意！

「『景品をあげる』としつこく勧誘された」「認知症の親が長期購読の契約をさせられた」など、高齢者を狙った悪質なケースが増えています。

- ・ 玄関を開ける前に用件を確認しましょう。
- ・ 必要なければ、きっぱり断りましょう。
- ・ 訪問販売の場合、契約書受取から8日以内はクーリング・オフ（無条件解約）が可能です。

困ったときは、
消費生活総合センター
にご相談ください。



お互いに 一声かけて見守りを！

